平成２８年（フ）第１０１６号
東京都西東京市富士町３丁目７番８―201号
債務者　松田　拓也
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　智明
4　破産債権の届出期間　平成28年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７４号
長野県飯田市長野原508番地２
債務者　垪和　和子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後田　寿久
4　破産債権の届出期間　平成29年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月６日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３１８号
新潟市中央区関屋昭和町２丁目109番地１
債務者　岡部　隆一
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　陸介
4　破産債権の届出期間　平成28年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７８０号
神戸市長田区御船通４丁目８番地の１　ルネタウン御船402号
債務者　谷本　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６号
北海道北見市北進町３丁目14番４号、前住所北海道紋別郡遠軽町南町２丁目６番地16
債務者　山口　京子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
群馬県太田市飯塚町1380番地１
債務者　小暮　兼雄
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１７０８号
横浜市神奈川区松見町４丁目944番地の２松見苑402号（住民票上の住所）
債務者　山室　直子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田美穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０７号
新潟市東区寺山２丁目８番４号、前住所新潟市東区新松崎２丁目18番９号
債務者　佐藤　美佳
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原真千子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３１号
山梨県南巨摩郡南部町福士2704番地５
債務者　玉井　俊彦
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　路子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
兵庫県加東市社433番地
債務者　阿江　正彦
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１８５０号
横浜市旭区市沢町1081番地　寄宿舎106
債務者　福島　佑気
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　康一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３８２号
名古屋市南区観音町８丁目70番地　コーポ小林203号
債務者　綿屋　　満
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２４号
函館市山の手３丁目５番13号　ハミール山の手　201
債務者　森田はるな
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３８号
函館市中道１丁目31番１号　いわさき　101
債務者　佐藤　速士
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２６８号
愛知県豊田市岩倉町鵜ケ瀬前25番地26
債務者　岩本　恭典
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
愛知県豊田市岩倉町鵜ケ瀬前25番地26
債務者　岩本　美幸
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係